

測量法(昭和24年法律第188号)第39条において準用する同法第14条第1項の規定により、小城市長から公共測量の実施について次のとおり通知があった。

平成26年7月4日

佐賀県知事 古 川 康

- 1 作業種類 公共測量(写真地図作成)
- 2 作業期間 平成26年6月3日から平成27年3月31日まで
- 3 作業地域 小城市